

平成十三年環境省令第一号

環境省組織規則

環境省設置法(平成十一年法律第二百五十六号)及び環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)を実施するため、環境省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 内部部局	第一節 大臣官房(第一条～第七条)	第二節 地球環境局(第八条～第十二条)	第三節 水・大気環境局(第十二条～第十四条)
第五節 自然環境局(第十五条～第二十条)	第六節 環境再生・資源循環局(第二十一条～第二十三条)	第七節 地方支分部局(第二十五条)	第八節 施設等機関(第二十六条)
第四章 原子力規制委員会(第二十七条)	第五章 環境省顧問(第二十七条)	第三章 第二章	第二章
附則	附則	附則	附則

(企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官)	一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興(以下この項において「環境教育等の振興」という。)並びに国民又は當利を中心とする目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動(以下この項において「非営利環境保全活動」という。)の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。)に限る)。
(企画評価・政策プロモーション室に係るものに限る)	二 環境省の行政の考查に関すること。
(環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。	三 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
一 環境再生・資源循環局の庶務に関すること。	一 環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 國立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
三 企画官は、命を受けて、秘書課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。	二 環境の保全に関する調査及び研究に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く)。
四 調査官は、秘書課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに立案を行う。	三 環境の保全に関する調査及び研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く)。
五 調査官は、秘書課の所掌事務に関する相談に関する事務を行う。	四 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
六 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。	五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの(以下「基準等」という)の策定に関すること(環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に関する事務の総括に関すること)。
七 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。	六 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費(大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものをお除く)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く)。
八 環境研究技術室に、室長を置く。	七 国立研究開発法人環境研究所の業務に関すること。
九 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	八 環境影響評価課に、環境影響審査室を置く。
一 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。	九 環境影響審査室は、環境の保全の観点からの開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
二 環境省の所掌事務に関する相談に関すること。	一 環境影響審査課に、環境影響審査室を置く。
三 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 環境影響審査室は、環境の保全の観点からの開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
四 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。	三 環境影響審査室は、環境の保全の観点からの開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
五 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。	四 企画評価・政策プロモーション室に係るものに限る。
六 環境研究技術室に、室長を置く。	五 特殊疾病対策室に、室長を置く。
七 環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 石綿健康被害対策室に、室長を置く。
八 環境影響評価課に、環境影響審査室を置く。	七 石綿健康被害対策室は、石綿による健康被害の救済に関する事務(他の府省の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
九 環境影響審査室に、室長を置く。	八 熱中症対策室は、熱中症対策(気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)第二条第三項に規定する熱中症対策であつて国が講ずる施策(地球環境局の所掌に属するものを除く)をいふ)。
一 環境影響審査室は、環境の保全の観点からの開発及び普及に関する事務の総括に関すること。	九 花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染(人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を

及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつてないものをいう。第十四条第二項第六号において同じ。)による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。	9 热中症対策室に室長を置く。
第七条 環境保健部化学物質安全課に、化学物質審査室を置く。	2 化学物質審査室は、環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。
(特別国際交渉官)	3 化学物質審査室に、室長を置く。
第八条 地球環境局に、特別国際交渉官一人を置く。	2 特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項目、次条第二項第一号及び第二号並びに第十一条第二項において同じ。)の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
第九条 総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室を置く。	2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案に推進に關すること(地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものと除外する)。	2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 地球温暖化の防止に関する関係行政機関の企画及び立案に推進に關すること(地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものと除外する)。	2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に關すること。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。
4 3 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。

並びに推進に關すること。(地球環境局の所掌に關するものに限る。)。	二 気候変動に関する科学的知見の充実及びその活用に關する関係行政機関の事務の調整に於けること(地球環境局の所掌に關するものに限る。)。
三 地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に關すること。	三 地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に關すること。
四 地球環境局の所掌事務に關する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に關する事務の総括に關すること。	四 地球環境局の所掌事務に關する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に關する事務の総括に關すること。
五 気候変動適応(気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。)に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	五 気候変動適応(気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。)に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
六 気候変動適応に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。	六 気候変動適応に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。
七 気候変動適応法の施行に關すること(前二号に掲げるものを除く。)。	七 気候変動適応法の施行に關すること(前二号に掲げるものを除く。)。
八 前七号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に關すること。	八 前七号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に關すること。
第九条 総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室を置く。	9 (特別国際交渉官)

一 地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官	5 気候変動科学・適応室に、室長を置く。
2 地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 地球温暖化対策事業室に、室長を置く。
一 地球温暖化対策事業室に係る事業の並びに事業監理官一人を置く。	2 地球温暖化対策事業室に、室長を置く。
2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。
一 地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案に推進に關すること(地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものと除外する)。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。
二 地球温暖化の防止に関する関係行政機関の企画及び立案に推進に關すること(地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものと除外する)。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。
三 我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に關すること。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。
4 3 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。

6 5 脱炭素ビジネス推進室に、室長を置く。	6 5 フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
6 5 水道水質・衛生管理室に、室長を置く。	6 5 農業環境管理室は、環境の保全の観点からの水質の保全及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に關する事務をつかさどる。
6 5 農業環境管理室は、環境の保全の観点からの水質の保全及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に關する事務をつかさどる。	6 5 農業の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に關する事務をつかさどる。
7 農業環境管理室に、室長を置く。	7 農業環境管理室に、室長を置く。
7 (脱炭素モビリティ事業室)	7 (脱炭素モビリティ事業室)
8 7 第十二条 環境管理課に、環境汚染対策課の所掌事務に關する他国又は国際機関との交渉に關する事務をつかさどる。	8 7 第十三条 モビリティ環境対策課に、脱炭素モビリティ事業室を置く。
9 (特別国際交渉室)	9 (特別国際交渉室)
第十一条 国際連携課に、気候変動国際交渉室を置く。	10 第十四条 海洋環境課に、海域環境管理室及び企画課の所掌事務に關する環境の保全の観点から関する事務をつかさどる。
11 (特別国際交渉室)	11 第十五条 海洋環境課に、海域環境管理室及び企画課の所掌事務に關する環境の保全の観点から関する事務をつかさどる。
12 第十二条 環境管理課に、環境汚染対策室、水道農業環境管理室	12 第十六条 水質・衛生管理室及び農業環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
13 第十三条 環境汚染対策室は、水道水質・衛生管理室及び農業環境管理室	13 第十七条 水質・衛生管理室及び農業環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
14 第十四条 水質汚濁防止法(昭和四十年法律第二百三十号)第三条第一項の排水基準の適用に關すること。	14 第十八条 水質汚濁防止法(昭和四十年法律第二百三十号)第三条第一項の排水基準の適用に關すること。
15 第十五条 水質汚濁防止法(昭和四十年法律第二百三十号)第三条第一項に規定する指定水域における水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)の防止のための規制に關すること。	15 第十九条 水質汚濁防止法(昭和四十年法律第二百三十号)第三条第一項に規定する指定水域における水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)の防止のための規制に關すること。
16 第十六条 公害の防止のための規制に關すること(モビリティ環境対策課及び海洋環境課の所掌事務に屬するものを除く。)。	16 第二十条 公害の防止のための規制に關すること(モビリティ環境対策課及び海洋環境課の所掌事務に屬するものを除く。)。
17 第十七条 水質汚濁防止法(昭和四十年法律第二百三十号)第三条第一項に規定する環境基準第一項に規定する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第二百五号)第七条に規定するダイオキシン類環境基準の設定に關すること並びにモビリティ環境対策課及び海洋環境課及び農業環境管理室の所掌に属するものを除く。)。	17 第二十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
18 第十八条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	18 第二十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
19 第十九条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	19 第二十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
20 第二十条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	20 第二十四条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
21 第二十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	21 第二十五条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
22 第二十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	22 第二十六条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
23 第二十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	23 第二十七条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
24 第二十四条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	24 第二十八条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
25 第二十五条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	25 第二十九条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
26 第二十六条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	26 第三十条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
27 第二十七条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	27 第三十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
28 第二十八条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	28 第三十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
29 第二十九条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	29 第三十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
30 第三十条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	30 第三十四条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
31 第三十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	31 第三十五条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
32 第三十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	32 第三十六条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
33 第三十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	33 第三十七条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
34 第三十四条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	34 第三十八条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
35 第三十五条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	35 第三十九条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
36 第三十六条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	36 第四十条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
37 第三十七条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	37 第四十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
38 第三十八条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	38 第四十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
39 第三十九条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	39 第四十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
40 第四十条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	40 第四十四条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
41 第四十一条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	41 第四十五条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
42 第四十二条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	42 第四十六条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。
43 第四十三条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。	43 第四十七条 濬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第二百三十号)の施行に關すること。

第三章 地方支分部局

(地方環境事務所)

第二十五条 地方環境事務所

原子力規制委員会については、地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の定めるところによる。

第二十六条 原子力規制委員会は、原子力規制委員会組織規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第一号)の定めるところによる。

第二十七条 環境省顧問は、環境省に、環境省顧問を置くことができる。

環境省顧問は、環境省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

環境省顧問は、非常勤とする。

附 則

(施行期日)
この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行日(平成十三年一月六日)から施行する。

1 この本部令の効力
この本部令は、その施行の日に、環境省組織規則(平成十三年環境省令第一号)となるものとする。

2 環境省顧問は、環境省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3 環境省顧問は、非常勤とする。

附 則

(平成一三年四月一〇日環境省令第一五号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の環境省組織規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

(国立環境研究所組織規則及び国立環境研究所研修規則の廃止)
この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

2 国立環境研究所組織規則(平成二年總理府令第三十三号)及び國立環境研究所研修規則(平成二年總理府令第三十四号)は、廃止する。

附 則 (平成一三年六月二一日環境省令第一二号)
(平成一三年六月二一日環境省令第一二号)
この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日環境省令第一八号)
(平成一三年九月二七日環境省令第一八号)
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一〇日環境省令第一四号)
(平成一八年三月一〇日環境省令第一四号)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一〇日環境省令第一二号)
(平成一四年四月一〇日環境省令第一二号)
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二十八条第三項の表の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一〇日環境省令第一二号)
(平成一四年四月一〇日環境省令第一二号)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一四年九月二〇日環境省令第一三号) (平成一四年九月二〇日環境省令第一三号) この省令は、平成十四年五月一日から施行する。
この省令は、平成十四年十月一日から施行する。	附 則 (平成一四年一月二九日環境省令第一六号) (平成一四年一月二九日環境省令第一六号) この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、平成一四年二月二六日環境省令第二八号) (平成一四年二月二六日環境省令第二八号) この省令は、平成一四年二月二六日から施行する。	附 則 (平成一四年二月二六日環境省令第二八号) (平成一四年二月二六日環境省令第二八号) この省令は、平成一四年二月二六日から施行する。
この省令は、平成一五年一月二九日環境省令第一六号) (平成一五年一月二九日環境省令第一六号) この省令は、平成一五年一月二九日から施行する。	附 則 (平成一五年一月二九日環境省令第一六号) (平成一五年一月二九日環境省令第一六号) この省令は、平成一五年一月二九日から施行する。
この省令は、平成一五年七月一日から施行する。	附 則 (平成一五年九月八日環境省令第一一号) (平成一五年九月八日環境省令第一一号) この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

この省令は、平成一五年十月一日から施行する。	附 則 (平成一五年九月二二日環境省令第一四号) (平成一五年九月二二日環境省令第一四号) この省令は、平成一五年十月一日から施行する。
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年四月一〇日環境省令第一三号) (平成一六年四月一〇日環境省令第一三号) この省令は、平成一六年四月一日から施行する。
この省令は、平成一六年十月一日から施行する。	附 則 (平成一六年九月二二日環境省令第一三号) (平成一六年九月二二日環境省令第一三号) この省令は、平成一六年十月一日から施行する。
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一七年四月一〇日環境省令第一一〇号) (平成一七年四月一〇日環境省令第一一〇号) この省令は、平成一七年四月一日から施行する。
この省令は、平成一七年十月一日から施行する。	附 則 (平成一七年九月三〇日環境省令第一二号) (平成一七年九月三〇日環境省令第一二号) この省令は、平成一七年十月一日から施行する。

この省令は、平成一七年十月一日から施行する。	附 則 (平成一七年九月三〇日環境省令第一二号) (平成一七年九月三〇日環境省令第一二号) この省令は、平成一七年十月一日から施行する。

この省令は、平成一九年七月一日から施行する。	附 則 (平成一九年三月三一日環境省令第一六号) (平成一九年三月三一日環境省令第一六号) この省令は、平成一九年七月一日から施行する。
------------------------	--

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三十日環境省令第五号）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三十日環境省令第八号）抄
(施行期日)

1 この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日環境省令第一号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第一号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日環境省令第四号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日環境省令第10号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月二十四日環境省令第一八号）
この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和五年六月三十日環境省令第一号）
この省令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日環境省令第一五号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日環境省令第一五号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。